

動物愛護管理法第 27 条第 1 項第 3 号イからハまでに該当しないことを示す書類

氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
住所 〒  
電話番号

下記事項のいずれにも該当しません。

事項
イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
ロ 法第 29 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

備考

この書類の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。